

道央廃棄物処理組合職員の職名に関する規則

(平成26年4月1日規則第7号)

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条の規定による道央廃棄物処理組合職員（以下「職員」という。）の職名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職名)

第2条 職員の職名は、事務局長、会計室長、事務局次長、課長、主幹、係長、主査、主任、主事、技師とする。

(法令による職名)

第3条 職員の職名について、法令に特別の定めがあるもので必要と認められるものについては、前条の規定による職名とあわせてこれを用いることができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。